

「国による雇用等」及び「協力雇用主の受注の機会の増大」を御検討いただく際の参考指針

第 1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）
及び再犯防止推進計画（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）における位置付け

【再犯の防止等の推進に関する法律】

（就業の確保の機会等）

第 14 条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

【再犯防止推進計画】

Ⅱ 今後取り組んでいく施策

第 2 就労・住居の確保等のための取組（推進法第 12 条，第 14 条，第 15 条，第 16 条，第 21 条関係）

1. 就労の確保等

(2) 具体的施策

⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

ア 国による雇用等【施策番号 14】

法務省は、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組事例を踏まえ、犯罪をした者等の国による雇用等を更に推進するための指針について検討を行い、2 年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、各府省における業務の特性や実情等を勘案し、その雇用等に努める。【各府省】

イ 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号 15】

法務省は、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図る指針について検討を行い、2 年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組の推進に配慮する。【各府省】

第2 国による雇用等

1 国が雇用可能な対象者

犯罪をした者又は非行のある少年のうち、禁錮以上の刑に処せられた者等は、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまで、国家公務員法第38条第2号の規定により、国家公務員になることができませんが、保護処分を受けた保護観察対象者（注1）については、国の機関が雇用することが可能です。

（注1）保護処分を受けた保護観察対象者

非行により家庭裁判所から保護観察（注2）の処分を受けた少年や、非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院した者です。

（注2）保護観察

保護観察とは、犯罪をした者又は非行のある少年に対し、地域社会の中で通常の生活を営ませながら、保護観察所（注3）の保護観察官及び法務大臣から委嘱を受けた民間篤志家である保護司が連携して、定められた期間、決められた約束ごとを守るよう指導監督等を行うものです。保護観察対象者の中には、自力で就労先を確保することや職場定着することができない者が相当数いること、また、無職者の再犯率が有職者のそれよりも相当高いことから、保護観察所においては、保護観察対象者に対する就労支援を行っています。

（注3）保護観察所

法務省の出先機関で全国50か所に設置されており、専門職である保護観察官が配属され、地域の民間篤志家である保護司等と協力して保護観察業務等を行っています。

2 法務省・厚生労働省における雇用の例

平成25年4月から令和元年12月末までに、法務省本省で9人、少年鑑別所で54人、厚生労働省で1人の保護処分を受けた保護観察対象者を雇用しています。また、地方公共団体においても、65団体に保護処分を受けた保護観察対象者の雇用に係る取組を実施しています。

なお、法務省における雇用条件等は、おおむね次のとおりとしています。

（1）勤務時間等

1日当たり6時間程度、おおむね6月間を目途に雇用し、その期間に正規雇用先の確保支援を実施

（2）勤務日数

月15日程度

（3）勤務内容

事務補助（データ入力、郵便物の受取り、発送や文書・物品等の整理、会議会場の設営等）

3 雇用する場合の留意事項

(1) 雇用前の調整

各府省庁等で保護観察対象者の雇用について検討される場合には、どのような保護観察対象者を雇用することが可能か、どのような業務を担当させることが適当か、指導方法等雇用管理の方法をどのようにするかなどについて、雇用場所に対応した保護観察所にあらかじめ御相談願います。

当該保護観察所は、各府省庁等における保護観察対象者の雇用に対する具体的な要望等を考慮しながら、できるだけそれに合致する保護観察対象者の選定等を行います。

(2) 雇用に当たって活用可能な法務省による支援策

保護観察対象者を雇用するに当たっては、次の支援制度を活用することができます。詳しくは、対応する保護観察所に御相談願います。

ア 保護観察所による支援

本人への接し方や配慮すべき事項等については、保護観察官が丁寧に御相談に応じます。

イ 更生保護就労支援事業

保護観察所から委託を受けている民間事業者（更生保護就労支援事業所）のスタッフが、保護観察対象者に寄り添い型の就労支援を行います。採用段階から採用後最長6月間まで、本人への対応方法や雇用管理に関する相談支援等を受けることができます。

なお、令和2年度に同事業を行う事業所は、全国22都道府県（北海道（札幌市周辺）、岩手、宮城、福島、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、岐阜、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、沖縄）となりますので、御活用を希望される場合には御留意願います。

第3 協力雇用主の受注の機会の増大

1 協力雇用主の状況

協力雇用主には、事業所の所在地に応じて保護観察所に登録していただいています（平成31年4月1日現在登録事業所数は、22,472社）。ただし、一部の協力雇用主については、登録していることを秘匿にしているなどの事情もあることから、協力雇用主情報の取扱いについては、対応する保護観察所（全国区域の場合には法務省保護局）に御相談願います。

2 既の実施・検討されている取組例

（1）法務省

ア 矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主による刑務所出所者等の雇用実績を評価する競争入札（総合評価落札方式）を実施した例

イ 少額随意契約による調達を行う場合に、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している例

（2）厚生労働省

刑務所出所者等就労支援事業（協力雇用主等支援業務）の調達について、協力雇用主登録をしている事業者を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施した例

（3）地方公共団体

ア 入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置を実施している例（令和元年12月末日時点において149団体）

⇒ 協力雇用主登録をしていれば5点、申請日前2年間に保護観察中又は更生緊急保護（注4）中の者を雇用した実績がある場合には10点を加点するなど。

（注4）更生緊急保護

刑事施設を満期釈放された者や起訴猶予処分を受けた者等が、身柄の拘束を解かれた後に保護観察所の長に保護の申出をした場合、6月間を超えない範囲（6月間延長可）で保護観察所の長が行う応急的な保護措置のことです。

イ 総合評価落札方式による競争入札において、協力雇用主に対する優遇措置を実施している例（令和元年12月末日時点において58団体）

⇒ 評価項目のうち社会貢献度の一つとして更生保護における就労支援を挙げ、公告日現在において協力雇用主の登録があ

る場合には2点を加点するなど。

ウ 公共施設の指定管理者の選定において、協力雇用主に対する優遇措置を検討している例

3 実施の検討が可能と考えられる取組例

上記2の取組例を踏まえ、各府省庁の公共調達において、以下のよう
な取組を進めることが考えられます。

- (1) 総合評価落札方式の場合、協力雇用主による刑務所出所者等の雇用実績を評価項目に加える。
- (2) 少額随意契約による調達を行う場合、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮する。
- (3) 所管の地方支分部局、独立行政法人、地方公共団体への委託事業等においても、上記(1)及び(2)を参考に検討するよう推奨する。